

鹿屋体育大学学術情報リポジトリ
National Institute of Fitness and Sports in Kanoya Repository

Title	大学図書館の学外者に対する貸出サービスの一事例
Author(s)	森, 一郎
Citation	図書館雑誌, 94(10): 776-777
Issue Date	2000-10
URL	http://repo.lib.nifs-k.ac.jp/handle/123456789/1230



国立大学法人 鹿屋体育大学
National Institute of Fitness and Sports in Kanoya

▶ 特集

▶ 大学図書館の地域開放

大学図書館の学外者に対する 貸出サービスの一事例

—国立大学唯一の体育大学“^{かのや}鹿屋体育大学”—

森 一郎

1. はじめに

鹿屋体育大学（以下、「本学」という）は、1984年度から学生の受け入れを開始した鹿児島県鹿屋市（人口約8万人。県の東側、大隅半島のほぼ中央部）にある国立大学唯一の体育大学であり、かなり充実した体育施設を有する。

「大学の開放」や「高等教育機関の生涯学習への関与」などと言われて久しいが、本学でも授業や課外活動に支障のない範囲で、学外者の体育施設の使用（使用料が必要）を認めており、休日や夜間など少なからざる利用がある。

本来、「大学の開放」などに関しては大学全体で検討すべきことではあるが、大学の附属機関である図書館としても、どのような事業を行い得るのか常に検討し、可能なことから実現していく必要がある。

このような中、本学附属図書館（以下、「当館」という）では関係規則を改正し、従来から行っていた学外者に対する閲覧サービス、複写サービスに加え、貸出サービス（以下、単に「サービス」という）を2000年2月から開始した。

これは、言うまでもなく、申請のあった学外者を利用者登録し、図書を貸し出すサービスのことであるが、九州内の国立大学で考えた場合、このようなサービスはすでに目新しいものではなく、大分大学附属図書館はかなり早い段階から実施しているし、ほかにも当館が検討を始めた段階で、北から佐賀大学、長崎大学、熊本大学、さらに、やや特殊な方法を取りながらも鹿児島大学（この方法について詳述する紙数はないが、2000年度から他館のような方法に改める予定とのことである）が実施していることを確認していた。

2. 利用者登録の考え方

サービスを実施するに当たり、まず問題となるのは利用者の資格や登録手続きをどのようにするかという点になるかと思う。

当館で議論となったのも次のような点であるが、可能な限り敷居を低くする方向で検討した。

- ①貸出冊数や貸出期間を、どのように設定するか。
- ②利用者の資格として、例えば鹿屋市在住などの地域制限を設けるか。
- ③利用者の資格として、年齢制限を設けるか。
- ④利用者の身分証明をどのようにするか。

2.1 貸出冊数および期間

当館の利用規程では、貸出冊数および貸出期間は、教職員および大学院学生が10冊20日間、学部学生等が5冊10日間となっている。

この規程を前提に最大限のサービスを考え、学部学生等と同じ条件とした。

2.2 地域制限

多くの図書館では、全蔵書に対する体育・スポーツ分野の資料の割合は、かなり低いものと理解しているが、当館においては関係する医学や教育などの分野を除いても、全蔵書のおよそ4分の1を体育・スポーツ分野が占め、体育・スポーツ分野に限れば、他の図書館では所蔵していないような資料も少なくない。

そのような資料を求めて来館する熱意ある利用者に対して壁を作る必要はなく、地域制限は設けないことにした。

2.3 年齢制限

いくつかの先行館では、学外者により閲覧席が占拠されることを防止するなどの理由で、「18歳

以上」などの年齢制限を設けていることを確認しており、当館職員の中にも同様の懸念を持つ者がいたが、体育・スポーツ分野に関心を持ち始める年齢層は他の学問分野よりも低いと考えられるため、年齢制限も設けないことにし、閲覧席の占拠などの問題については、別途、継続して検討することにした。

2.4 身分証明

可能な限り敷居を低くする方向で検討したが、身分証明については、物品管理の観点から少し嚴重にし、利用者登録を行う際、身分証明書として運転免許証やパスポートなど、公的かつ顔写真があり氏名および住所（厳密に言えば、住所確認にパスポートは適さない）等が確認できるものを提示すること、また、交付する利用証および当館で保存する利用証交付申込書にそれぞれ貼付するため、顔写真2枚を用意することを条件とした。

なお、本人以外が容易に用意できるようなものは身分証明書として認めないことにし、上記のような身分証明書を用意することが困難な利用者への対応は、その都度、検討することにした。

このほか、転居等で連絡できなくなる事態を可能な限り避けるため、利用証の有効期限は当該年度末とした。ただし、身分証明を嚴重にしていること、周辺地域の交通の便が悪いことへの配慮として、原則として利用証は申し込みがあったその日に交付することにした。

3. 広報等

サービス開始に関しては、本学の広報担当を通じて記者クラブに広報したほか、リーフレットを作成し、周辺の公共図書館に掲示をお願いした。

この結果、かなり多くの登録申込者がいたが、サービス開始が2月であった上、利用証の期限を年度末としており、利用者が用意した写真の使える期間が非常に短くなるので、登録申し込みの都度、再度、登録の意思を確認した。このため、今年度（1999年度）の利用者登録は2名にとどまりそのような状況である。

ところで、学外者に対するサービス開始に伴って、学外者用の利用案内を新たに作成する例もあるかと思う。

当館の利用案内は、1992年度版まで20ページ程度のパンフレット式のものを作成していたが、1993年度版を作成する際、見やすい利用案内を指向して、多くの公共図書館から資料を提供していただき、1枚ものの「折りたたみ式」に改めた。

その後、レイアウト等の変更は行ったが、作成のコンセプトは変更していない。このコンセプトが活かされ、ほとんど修正することなしに今回のサービス開始に対応することができた。

4. 「まとめ」に替えて

サービスを開始したばかりでもあり、サービス内容については、まだまだ改善の余地がある。

例えば、現在、諸般の事情により利用証交付申し込みの受付を月曜日から金曜日の9時から17時までとしており、会社員等の利用者登録は困難な状況にある。この点に限らず、サービス内容改善の際は、大学図書館だけではなく、公共図書館からも情報等を提供していただければ大変ありがたい。

3月に入って、近隣の公共図書館等の職員にもサービス開始ならびに当館の蔵書構成等を知っていただきたいこともあり、「公共図書館等職員のためのインターネット体験会」を実施し、年度末の多忙な時期であるにもかかわらず、予想していた人数を超える参加をいただいた。これを機会に連絡を密にしていければと考えている。

最後に、今回のサービス開始に当たっては、多くの大学図書館から資料や情報を提供いただいた。また、埼玉県公共図書館職員の有志を中心に構成されているメーリングリストに、無理を言って登録していただき、公共図書館に関する非常に貴重な情報を提供いただいた。この場をお借りして改めてお礼を述べさせていただきたい。

※編集部注 本稿は、昨年度に編集委員会より単独の原稿として依頼したのですが、本特集に併せて掲載をいたしました。

（もり いちろう：鹿屋体育大学附属図書館）

[NDC9：011.3

BSH：1.大学図書館 2.図書館協力 3.貸出]